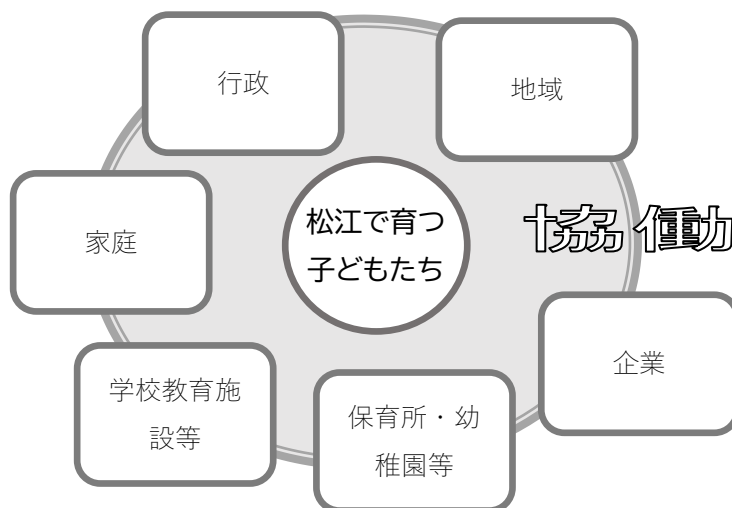


## 第6章 計画の推進に向けて

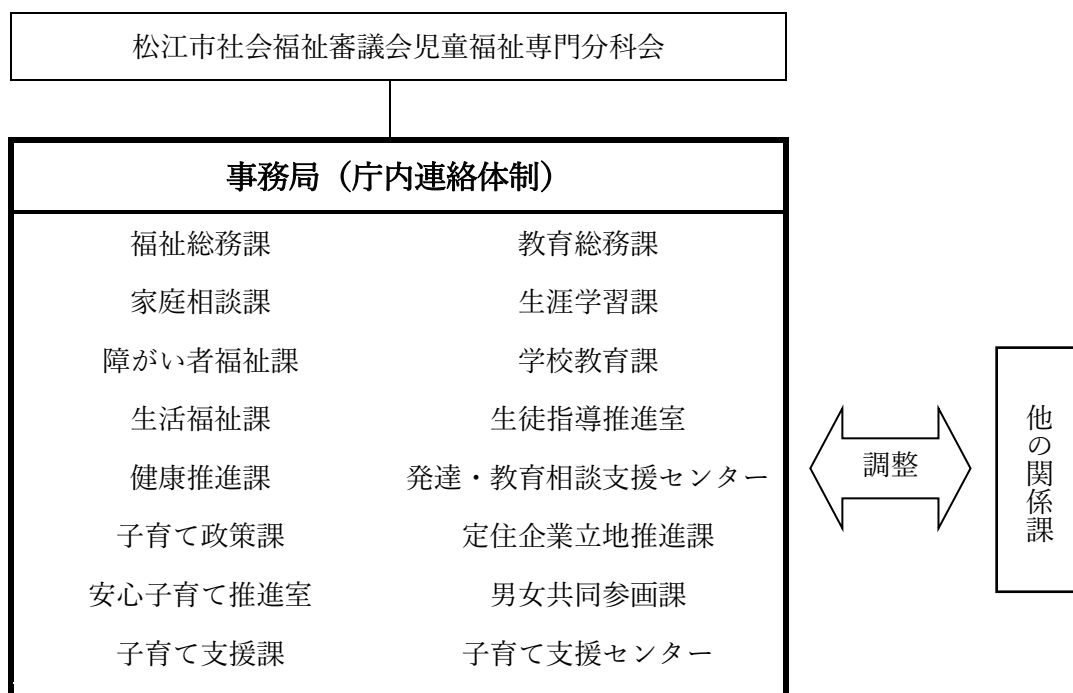
### 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育などの関係部局や関係機関との連携を図る一方、地域、企業・各種団体・地域住民と一体となって取り組みます。



### 2 庁内連絡体制の充実

子ども・子育て支援に関する施策は庁内の多くの部署がかかわることから、庁内連絡体制を充実させ、情報の共有と連携により、計画的、効率的な計画の推進に努めます。



### 3 地域や市民団体との連携

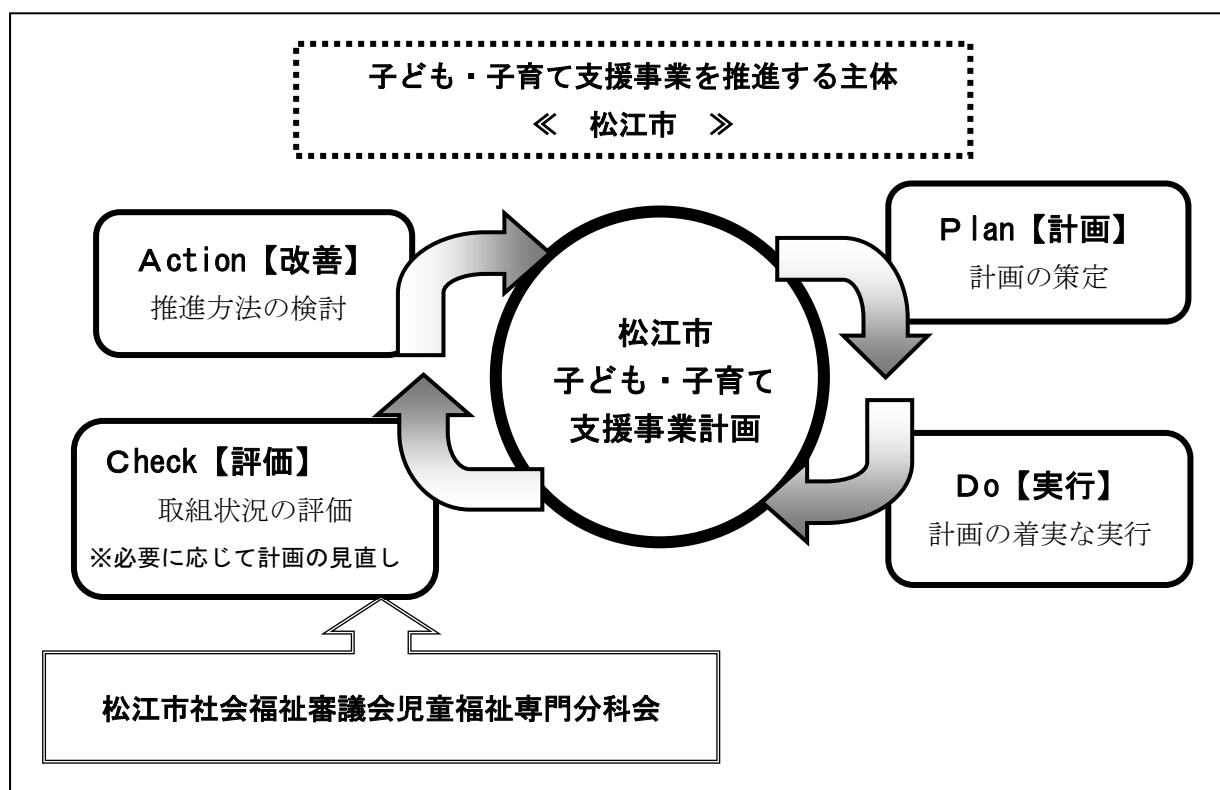
子育て環境の向上のために、地域や市民団体が自主的、主体的な活動を行うことは重要です。個別の施策において、地域や市民団体と行政との協働による事業を実施するなど連携を図ります。

### 4 点検・評価の実施

毎年度、松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会と連携し、本計画に掲げた施策の実施状況の点検や評価などを行い、計画的、効率的な計画の推進に努めます。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

点検・評価の結果については市のホームページ等で公表します。



### 5 計画の見直し

各事業については、今後の社会情勢、経済状況などの変化に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、着実に推進していきます。

おおむね2年経過後の令和4年度を中間年とし、全体的な見直しを予定します。ことに、幼児教育・保育の無償化（令和元年10月施行）の影響に注視し、市民ニーズの変化を正確に把握することで適切な見直しが行われるようにします。

計画の見直しにあたっては各事業の「見込み量」に対する「実績量」を適切に算出するものとし、その算出方法等について児童福祉専門分科会にあらかじめ諮るものとします。